

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(二)

田 仲 一 成

序 章

第一章 明代前半期の“社”の演劇活動

序 節 明代“社”の演劇と元代社制との関係

第一節 農耕組織としての“社”の演劇活動

第二節 抑民組織としての“社”の演劇活動

第三節 救荒組織としての“社”の演劇活動

第四節 小 結 (以上・本紀要・第六〇冊)

第二章 明代前半期の共同体的社祭演劇組織と里甲制との関係

序 節 社祭組織における地主支配の強化

第一節 有力同族による社祭演劇組織の支配とその構造

第二節 里甲制組織と社祭演劇組織との相互依存関係

第三節 小 結 (以上・本号)

第三章 里甲制の解体に伴なう社祭演劇の分解—宗族演劇と市場地演劇—

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(一)

第二章 明代前半期の共同体的社祭演劇組織と里甲制との関係

序節 社祭組織における地主支配の強化

さて、前章において、われわれは明代前半期の「社」を元代「社制」との連続において把え、そこにおける勸農・抑民・救荒の三機能の中に組みこまれていた演劇活動の諸相を追跡してきたが、本章においては改めてこれらの「社」演劇の社会的構造の内部に立ち入った考察を加えることにより、これらの社の演劇の場面にどのような種類の社会的諸権力がどのような形でぶつかり合っていたか、又、これらの演劇を支えている真の社会的階層は何であったか等々の問題について分析を試みて見よう。

今、上來述べきった前章・第一～第三節に互る「社」演劇の諸相の中から、右の「社」演劇内部の権力関係の問題に関連する点をしぼり出して見ると、さしあたり次の二点が問題となろう。

先ず第一の問題は、明代の社においては、おそらく社の内部の地主対貧下層農民の対立が激化してきていたのに対応して、社の演劇が同族乃至村落の支配的地主層の村落統制手段乃至組織手段の一つに転化してきていたという点である。勸農・抑民・救荒の三側面にわたる、「社」の所謂「村落共同体」的統合機能が常に結果的には村落支配地主層の利害と一致するように作用してゆくという仕組は、既に元代の「社」においても、十分に貫徹していた原理であ

つたと思われるが、明代の「社」の場合、例えば、第一章・第二節・Ⅱの郷約系演劇の場合に見る如く、村落地主層の村落民に対する組織手段の一環という側面が露骨にあらわれてきている。別に第三節の救荒演劇の場面でも体制維持を望む地主的利害感覚が元代の「社」の同じ場面におけるよりも、より強く表面に出てきているように思われる。この辺りが改めて検討を要する第一のポイントと云えるであろう。

次に第二の問題としては、上来、縷述しきたった明代郷村の「社」の演劇の場合においては、元代に比べて、一社単独の孤立的散発的な演劇形態が少なくなり、少くとも一郷村全域を蔽う郷村単位の演劇や、或は数社以上の連合演劇の比重が増大してきていて、それだけ県などの国家権力の介入が起り易くなっているという点である。この点とは、上記第一節・Ⅱ、第二節、第三節などに述べた各種の「社」演劇がおおむね一社の範囲を超えた、広域連合の形をとっていることから、容易に看取し得る点であるが、このことは個々の「社」演劇を支配する郷村地主層が相互に横の連絡を強化してきていたこと、及びそのために国家権力の末端を利用してゆこうとする傾向が強まっていたこと（逆に国家権力の側も自己の権力の基盤としての地主層の支配をバックアップしようとする傾向が強めていたこと）などの事実を反映するものと言えるであろう。この点が一層の吟味を要する第二のポイントである。

かくして、われわれは、以上の二点を総合しつつ、明代前半期における「社」演劇の特色を「地主支配の個別的強化と総合的組織化」という方向に想定して行くことができるように思うのである。そして、この点を更に突っ込んで明らかにするためには、前章各節で試みた如き「社」演劇の活動場面を個別的に分析することよりも、むしろそれらの個々の演劇活動を内部から支えている「社」の演劇運営組織の社会的構成、特にその中の地主支配的構造そのものに目を向けてゆくことが必要となる。つまり、ここでは、明代の「社」が元代の「社」を土台としつつ、それをの

りこえて到達し得た、地主支配体制の成熟度、或は同じことであるが、明代の鄉村地主層が元代以来の「社」祭組織の中に構築し得た支配機構の制度的精緻さと強固さ等々の分析が当面の問題の中心となるのであり、このことは又、元代社祭演劇と明代社祭演劇との間に横たわる質的差異を考えようとする本稿の最終目的にとっても極めて重要な位置を占めてくることになる。問題の関連する範囲は演劇史の枠を越えて拡散しがちであるが、以下、上記の二つのポイントに密着した問題領域の範囲内で、次の二つの点を中心に検討を進めて見ることにしたい。

- (i) 明代社祭演劇組織の中心的部分が鄉村内の有力同族の組織といかに結合していたか。
- (ii) 明代社祭演劇組織の制度的仕組みの中に、当時の国家権力の末端としての鄉村行政組織（里甲制）がいかに癒着的に滲透して機能していたか。

以下、右の二項に関し、前章所引の挙例を主たる資料としながら、節を分けて順次に分析を加えてゆくことにしたい。

第一節 有力同族による社祭演劇組織の支配とその構造

明代の「社」の社祭（演劇を含む）組織が、地主支配の傾向を強めていく徴候の一つとして数え得るものは、「社」の存立する村落内で支配地主層としての位置を占める少数の有力同族が「社」の祭祀組織を独占して行くという現象であった。例えば、第一章・序節に引いた、安徽・歙県の『潭渡孝里』黄氏族譜（本紀要・第六〇冊・一八頁）に見える「長至社」の例をふりかえって見よう。ここでは、前引の文にも見えるように、元の至正年間の立社の頃から、社祭組織を構成する二十四の社戸のうち、張・朱・程・唐・江の五氏が各一戸を占めるほか、残りの十九戸はすべて黄氏が占めるとい

う、有力宗族群の寡頭支配体制が濃厚であったが、この傾向は明代に入つて益々強まり、成化年間に社屋を新建する時点では、完全に黄氏一族の専制と化してしまつていたという。『潭渡孝里』黄氏族譜』卷六へ成化元年間新建社屋祠堂記略の注は、このことを次のように記している。

查元至正九年、社戸二十有□戸、黄氏計一十九股、已居五分之四、若朱氏則於異姓五戸中、僅有其一、可謂式微極矣。考其時、猶壇而不屋。故老社簿載、其上長養樹木云云也。迨成化年間始創社屋、簿列社戸之名。惟黄氏一姓、故社屋与旌孝祠、得以合基聯棟耳。烏有所謂“朱袁黄盛”、由於扞社基之說耶。

右の文によると、至正年間の立社当時、社屋をもたず、単に樹木を植えるにとどまつていた社壇に成化年間に社屋を建設したが、その時には、それまで社戸の一角を構成していた朱氏等五姓は全く影をひそめ、独り黄氏のみが祭祀組織を独占するに至つていたので、社屋そのものも黄氏の族祠である旌孝祠に付設したという。その後、村落内で“朱氏が衰え黄氏が栄えているのは社屋を黄氏に付設したからだ”という非難が起きたというから、成化元年以後も朱氏等の異姓五氏は益々凋落の一途をたどり、社の組織全体が全く黄氏の私的支配に属することになつた状況を推定することができる。この社の場合、前引の文、第一章・序節（本紀要・第六〇冊・一八頁）にも見えるように、社戸は社の祭祀を維持する経済的負担を負つていたのであるから、上記の如き社戸組織における朱氏以下五姓の没落と黄氏一族の繁栄という事態は、黄氏一族の他姓に対する経済的優位（おそらく土地所有上の優位）、従つて村落全体に対する経済的支配権の増大を意味すると考えなくてはならない。おそらく、経済力を失つた朱氏以下五姓の社戸からの脱落を順次、黄氏の富裕戸が埋めて行つたものであろう。成化年間における社屋の新建もまた大きな経済的負担を伴う行為であつたから、この象徴的行事を画期として、これ以後、この社は元代以来の少くとも複数宗族の連合体として成立してきた段

階を終えて村落支配地主層の集団としての黄氏一族の専制支配の時代に入ることになったと言えるであろう。

また、同じく第一章・序節(本紀要・第六〇冊
一七七八頁)にあげた、無錫・迴溪里社の場合を見ても、やはり当初存した尤・王・陳・呉・顧の各姓の連合体という元代的形態が次第に尤氏専制へと移行して行く傾向を認めることができる。かくの如く、われわれは、上記のわづかな挙例を通じてでも、明代の「社」における、有力宗族(支配地主家族群)の専制支配強化の趨勢を垣間見ることができるとは、以下ではこのような有力同族による「社祭組織」の支配の構造がどのようなものであったかという点に焦点をしぼり、その仕組の中核をなす血縁的閉鎖性と経済的独占性について分析を進めて見よう。

同族が「社祭組織」を独占するような形態では、本来、地縁的な「社」の祭祀組織自体が血縁的な結合単位としての小集団の範囲に閉じこめられる傾向が強くなるのは自明のことであるが、この間の姿を最も詳細に物語る記録として、前章第一節以来、主要資料として度々引用してきた『茗洲呉氏家記』《社会記》の記事を再びとりあげて見るとにしたい。

前章を通じて縷述したように、茗洲村・祈寧社では、その立社の当初においては、呉氏のほかに、李氏・謝氏などの異姓が含まれていたが、明初の段階では、呉氏系の二門が他姓を圧倒し、更に一四四七年以降は、このうちの一派、呉元龍系の一門が祈寧社社戸を独占するに至る。《社会記》には以後、一五八四年に至る間の、毎年春秋の社首の名が逐一、記録されており、これについては、既に牧野巽博士が精細な分析と整理を加えられているが、(1)今、同博士の整理を土台とし、その整理方法を踏襲しつつ、右の一四四七～一五八四年の祈寧社・社祭組織の変遷を第一期から第五期に分ち、系図との関連の下に、表示して見ると次の通りである。

(1)第一期(創設期)

正統十四年^(四七)、呉元龍派による社戸独占の時点では、第十表の系図で、□に囲んだI~Xの十戸が社戸組織を形成した。ただし、この創設期社戸グループは、第十一表に見るごとく、一順しただけで、Iが死亡、VI・IXが他の地方に移住したため、七戸に減少してしまつたが、特にそれらの欠落を補充もせぬままに、一四七四年迄、約三十年間、この少数グループのみによる独占的輪番体制が維持された。

(2)第二期(長子単独代位の時期)

一四七四年、更にIVが死亡して社戸が六戸に減少したため、新たにXI・XIIの二戸を立て、更にVIを代襲復活せしめて、九戸編成とした。この時期が約二十年間続き、その間に、VII・XII・Xに死亡者が出たが、それぞれ長子相続によつて代襲せしめ、全体として九戸編成を維持しつづけた。

(3)第三期(兄弟複合代位の時期)

一四九三年、VIII、温の死亡を、長子の良、次子の儉の兄弟で複合(共同)代位して以来、兄弟・叔甥による複合代位の形態が激増する(II・III・VII・XV・XV・K・X)。中には、XIII・XVのごとく、長子代行の際、次子を別に独立させて社戸を分出する形態も現われてきており、前期の長子単独代位は維持できなくなつてきていたらしい。ただし、全体として社戸の分出をできるだけ抑える努力をしていたらしく、一五二八年まで、とにかく社戸全体の数を十戸程度に抑制して、創設期及び第二期までの、原初的な輪番組織形態を維持することに成功している。

(4)第四期(同輩行均等代位の時期)

一五二九年、いよいよ、兄弟・叔甥の分裂による社戸の分出を抑えきれなくなつたらしく、一挙に社戸の数を二

十九戸に増加する。おそらく第十表の世系図で第廿六世のうちから二十九戸が選ばれて社戸を編成したのであろう。ただし、『呉氏家記』巻四《世系記》によると、この世代の総数は五十四名あり(第十表は社戸関係の人名のみ、三十名を示した)、そのうちどれが二十九戸の社戸を形成していたかを推定するのは六つかしいが、一応、一五二九〜一五六八年迄の社首名とその血縁関係を手掛りにして、その構成を推定して見ると、第十二表、(一)の(4)のごとくなる。そしてこの表に示したように、この時期は一五五一年を境にして更に前後二期に分かれるように思われる。

(i) 第四期前期(春秋社戸未分化編成の時期)

一五二九年編成の二十九戸の新社戸は一五五〇年まで従来通りの方法で順次に春秋の社首を輪番で担当する。第一期の七戸編成の場合は三年ごとに、第二期の九戸編成の時期では四年ごとに、又、第三期の九〜十二戸のときには、五〜六年ごとに廻ってきた順番が、この二十九戸編成の場合には、十五年に一回という極めて長い間隔になってしまった。ただ、二十九戸という数は、第一〜三期迄の、七戸・九戸・十一戸などと同様に奇数編成であるから、それぞれの社戸が交互に春・秋の社首を勤める仕組になっていた筈で、その限りでは、社戸の数は増えても、その輪番原理は第三期迄と同一であったと思われる。また、それぞれの社戸に死亡者が出た場合には、やはり父子、兄弟が相続代位しており、それによつて二十九戸という数を維持していることも第三期と同様である。ただし、現実には、十五年という長い間隔のために、その間に死亡や事故が生じ易かったと思われる、表にも見のように社戸相互間に間隔の不揃いが目立ち、社戸ごとに春・秋交代という原則も乱れている。輪番制度としては、円滑さを欠いていたと言つてよいであろう。

(ii) 第四期後期(春秋社戸分化編成の時期)

一五五一年の記事に「我族春秋、始めて社戸を分つ」とあり、従来の二十九戸の社戸群を、おそらく偶数（二十八戸または三十戸）にして、春祭を受けもつ社戸と、秋祭をうけ持つ社戸に二分したらしい。それまで乱れていた輪番制を幾分でも整理して円滑化をはかったものと思われるが、現実に第十二表の(一)のうち、どれが春の社戸に、またどれが秋の社戸に入れられたかは、この時期の社首名に欠落が多いために必ずしも明らかでない。特に、春秋社戸の分割編成を定めた直後の一五五二〜一五五六年の間、四年九期にわたる社首名の欠缺があり、全体としてこの制度自体が実行されたかどうか疑わしい。少くとも社戸編成自体が次第に動揺・解体に向つていたと考えてよいであらう。⁽⁵⁾

(5)第五期

一五六九年の記事に「社日、重ねて社戸を分つ」とあり、この時期以降、更に社戸の数をふやしたことが推定されるが、その実体は不明である。同時に社首名の記載を欠く祭期が益々多くなり、特に一五七〇〜一五八三年迄、十三年二十八期に及ぶ長期の記載欠落があり、その後も記載が飛んでいることが多い。或はこの時期には他姓の社戸が立てられていた疑いもあり、全体として、この時点で第一期以来の強固な祈寧社社祭組織は事実上、崩壊してしまつたと考えられる。

以上のごとく、右の第一〜五期を通じて、当初、強固であった社祭組織は、次第に変形し崩壊していったと見られるのであるが、その後期における崩壊への傾斜については、後述にゆずることにし、今さしあたり、そうした崩壊傾向を捨象して、専ら初期の典型的組織形態に焦点をあてその組織編成の原理を考えて見ると、結局、その構成の基本

単位としての、右の所謂「社戸」の性格が問題となる。一体「社戸」はどのような社会的実体をもったものであったか。まず、社寧社の場合、第十表の系図でもわかるように、第一～五期を通じて「社戸」となっているものは、すべて創設期の社戸（第十一表のI～X）の子孫に限られていて、明らかに一種の血縁的な系譜の継承が資格要件となっていると見られる。このことは社戸の数を十戸内外に制限して維持していた第一期の創設期、及び第二期の長子相続代位の時期において、最も顕著な形で遵守されていたばかりでなく、若干、社戸の数が増える方向に矛盾が表面化してきた第三期の兄弟複合代位時代、更には社戸の数を遂に抑えきれなくなって、一挙に二十九戸にふやした第四期の同輩行間均等代位の時期においてもI～Xの系譜以外には、社戸を出さず、逆にこれらの同系血族の同輩行の間においては、なるべくこの権利を均等に回すという形で、一貫した原理として貫ぬかれている。つまり、創設期社戸の直系的血縁継承という点が、社戸資格の基本的要件であったと言えよう。そしてこのこと自体は、同族支配下の社祭組織においては、自明の要件であったと言えるわけであるが、その内容を更に細かく見てゆくと、これらの「社戸」には、単なる血縁的正統性という身分資格だけにとどまらず、一種の経済的な負担資格の象徴ともいべき「分」なる觀念がつきまといっていたらしい、例えば、右の祈寧社の《社会記》、一四七五年の条には、極めて断片的な記事ではあるが、

紹公・恕公出分、恕公新入社戸。

という文が見える。この記事の意味は、既にX系（第十一表）の社戸（初代は徳昶）を継いでいた紹公（存紹）が代襲時に遡って「分」を出したこと、また、恕公（存恕）が初代の徳安だけで途絶えていたV系の社戸を代襲して新社戸となることを認められて、新たに「分」を出したことを意味している（実際の就役は五年後）。従って、この「分」なるものは、一応、社戸となる家が「社」に対して負担するべき「出資」の如きものと解し得るわけである。別に前掲

第一章・序節(本紀要・第六〇冊
一一八―一九頁)に引いた『(潭渡孝里) 黄氏族譜』(長至社)の記録にも、その一部に参考となる記事が見えている。即ち、この記録の末尾には、「計開老社産土有分人名」として、黄氏十九戸、張・朱・程・唐・江氏各一戸、計二十四戸の老社戸(創設期社戸)が列挙され、これらは何れも「老社産土に分を有する」ものとされるのに対して、以後の新入社戸に関しては、その前文中の文言に

△儻有新來之人、須要出錠、入社公用、方許入社、同衆承管。無鈔、並不許入分：

とあるように、必ず老社戸の“分”に見合うだけの資産(田土又は錢鈔)を社産に醸出してはじめて、同社の“分”組織に入ることを認められるとしている。これを見ても当時の社祭組織における“分”なるものは、“公産”に対する社戸の出資分、及びそれに見合う権利乃至義務”を内容とする觀念であることは、間違いないと考える。また、同章同節(本紀要・第六〇冊
一九頁)に引いた婺源県・義興社の場合にも、江氏一族の公産を六つに分割して、第一―六輪にわたる社祭組織を造ったとあり、その単位たる各輪の各社戸は、財産的基礎と不可分の關係にあつたと言える。

このように見ると、明代の「社」における「社戸」(祭祀権の独占者)の資格内容としては、前述の血縁的正統性の継承という基本的条件に加えて一定の出資を分担し得る意味での、経済的条件という側面が含まれていたと考えざるを得ないのである。

ところで、右の如き社戸を基礎とした同族的社祭組織は、その組織が少くとも理念的には等質な「分」を根底にもつた社戸グループの間で、相互平等の形態で運営されている点で、祭祀権が一人の専制者に帰属していたと思われる古代の祭祀組織に比べてより進歩した形態であると同時に、反面また、その社戸資格(分)が血縁的に限定されていて、社神区域内のより広い居住者に開放されていないという点で、中世的な閉鎖性を保持している。そして今、こ

のような祭祀組織全体をそれを構成する個々の社戸の立場をはなれて、共同の血縁と「分」とを分有することによって、強固な結束を維持している一つのまとまった社会的グループとして見るとき、そこには、おそらく村落最良の耕地と、村落全体の再生産基盤（山林・水源地・貯水池など）を一手に掌握していたと思われる支配的地主集団の姿が髣髴として浮び上ってくる。「社」の共有財産（祭祀財産など）の運営形態にしても、前引（本紀要・第六〇）の『潭渡孝里』黃氏族譜』に、「共に買いたる前項の産土は、社に入れて租を収め、夏秋両税を輸納したるほかに、余財あれば、並びに社内にて公用の雑支出を辦ずるに充てよ。」とあるごとく、当時の大土地所有経営の方式である租田の方法によるのが普通であった。このように、いくつかの資料から、われわれは、明代の「社」がその祭祀組織の維持において著しく大土地所有者群の在地支配権力に依存していたらしいという方向を想定し得るわけであるが、このように問題が村落地主層の体制全体の領域に迄、及んでくる限り、その仕組の解明に当っては、どうしても明代地主制一般の考察において不可欠の要素をなしている、当時の鄉村組織―里甲制との関連という側面にも注意を向けなくてはならなくなる。以下、若干、視角をこの方向にずらしながら、必要な検討に移ることにする。

第二節 里甲制組織と社祭演劇組織との相互依存関係

さて、問題は、明代の「社」が当時の鄉村組織―特にその徴税及び警察の機構体系としての里甲制組織との間にいかなる関係をもっていたかという点にある。既に前述したように、元代の「社」は、少くとも原則的には「徴税・警察の負担から切りはなされていた点に特色があった」と云われている（?）。勿論、前述の如き「社」の「抑民機能」や

「救荒機能」はそれ自体、郷村行政の側からする郷村安定方策の一環を形成しており、間接には警察・徴税の根底を培養する類のものであったことは否定できないが、「社」自身が直接の徴税や警察の組織としては位置づけられてはいなかったという辺りに、元代の「社」が郷村行政機構、国家権力の末端機構からは或る程度、独立した存在であったとする規定がでてくる根拠があるように思われる。ところで、明代に生き残った社の場合には、事情は若干、異なってきた。むしろ、当時の徴税、警察機構との間に癒着的な関係が目につくのである。この点についても、やはり、前掲『茗洲呉氏家記』《社会記》の記事が具体的な資料を提供してくれているので、以下しばらく、この資料によって「祈寧社と里甲組織との関係」を追究して見よう。

I 黄冊編造と社戸との関係

先ず問題とすべき点は、この祈寧社社戸グループ（呉氏）が、自らの所属する「里甲」の徴税原簿である黄冊の編成を毎回（十年に一回周ってくる）、担当していたという事実である。元来、黄冊の編成は、里甲制度の基礎であり、その仕組は、明代史専門家によって、例えば、次のように総括されている。

- 一里は正管戸一〇戸を基幹構成員とし、この中その戸内の「丁・糧多きもの」一〇戸を里長戸とし、その他は甲首戸とされた。一里内は一〇甲に分たれ、一里は一里長戸・一〇甲首戸よりなり、この一里長戸・一〇甲首戸
Ⅱ一甲を一〇たばねたものが一里を構成したのである。里内の各甲は毎年順ぐりに里甲正役を負担し一〇年で一周したが、一〇年ごとに、この間における各戸内の人丁・事産の移動を調査して、賦・役科派のための新たな戸籍台帳、すなわち賦役黄冊を攢造し、これを基礎に里甲が編成された。（小山正明「賦・役制度の変革」⁸）
- 第一回の黄冊の編造は、「一三九一年」、その後は一〇年ごとにくりかえされる仕組であったから、祈寧社（若波『世界歴史』12）

会記の記載期間である一四四七年から一五八五年の間には、一四五一年の第八次編造以降、一五八一年の第二十一次編造に至る、合計一四回の黄冊編造期（大造年）を含むことになる。但し、この祈寧社《社会記》に記載されている黄冊関係記事は、右の各黄冊編造年、所謂“大造年”の次の年次に記されていることが多い。従って、少くとも、この安徽・休寧県・茗洲村の里甲組織の場合、黄冊編造は、右の所謂、大造年の秋に開始され（準備はその前年から着手されていたかもしれないが）、その完成を翌年の春に持ちこすことを慣例としていたと考えなくてはならない。黄冊編造は里長の責任であった以上、大造年の里長に当る者の負担が特に大きかったと見られるが、右祈寧社の黄冊関係記事が二年にわたる例が多い点から見て、黄冊編造全体の事務手続は、編造の準備年次、編造の本年次（大造年）及び編造の完成年次など、少くとも三年位にわたったと考えられる。おそらく、これら大造年をはさむ二〜三年の里長戸が連帶的に大きな負担を負ったものと考えられる。当然、これらの里長戸は原則として里内の最富裕戸（地主層上層）が当てられたものと考えるのが妥当であろう。ところで、祈寧社の《社会記》に見える延べ十四回に及ぶ大造年の前後には、ほかならぬこの祈寧社の社戸グループの代表者に当るものが、里長または里役として登場するケースが極めて多いことに注目しなくてはならない。次表第十三表は、《社会記》の記載の中から、各編造年前後（三年）における、黄冊関係記事及び呉氏一族の里役就任記事を抜き出して、順次に対照列举したものである。

第十三表

年		季	黄冊編造	里役	黄冊・里役関係記事
景泰二年（一四五二）	秋	第八次編造開始	？		
景泰三年（一四五三）		第八次編造完了	？		

弘治五年（一四九二）	春	第十二次編造完了	吳功進（里長） （存林）	
弘治四年（一四九一）	秋	第十二次編造開始	吳功進（里佐）？ （存林）	流口吳敏与李鼎構爭火佃。方武寧來賀節、先後相闘。敏死、具告都察院。我族以里排、因之勞擾。
成化十八年（一四八二）	佐	第十一次編造完了	吳功進（里長） （存林）	〔八月〕初一日吳功進任里役。
成化十七年（一四八一）	秋	第十一次編造開始	吳功進（里佐）？ （存林）	
成化九年（一四七三）	春	〃	吳功俊（里長） （存林）	功俊公有里長之役、值令君陳公清政。里長易於趣功。
成化八年（一四七二）	春	第十次編造完了	吳功俊（里佐）？ （存林）	郡丞黃公巡行各県、起造義倉、是時兼黃籍之役。
成化七年（一四七一）	秋	第十次編造開始	吳功俊（里佐）？ （存林）	
天順六年（一四六二）	春	第九次編造完了	吳功仁（里長） （存紹）	同図李庭讓值北京富戸訴。李庭先与俱我族祖存紹公主解。
天順五年（一四六一）	秋	第九次編造開始		富人出穀、賑。我族輸穀十石給賑。吳權友行、李記寿行・李永善行・胡音保行・康保兒、汪小乞、汪四住・徐永兆行等、我里共輸穀一百石。猶不敷贖。貧人有鬻兒女以自活者。
景泰六年（一四五五）	秋			

弘治六年(一四九三)	秋		(里長) 吳功進 <small>(存林)</small>	○去年造黃冊、本都歸併七國、其人戶撥湊各國、兵 〔戸〕部奏行勘合、天下查造軍民、洪武十四年起、弘 治五年止、十二眼冊。各鄉查理、難以造報。 ○吳功進里役以吳李訟未竟案、甚被煩燬。
弘治十四年(一五〇一)	秋	第十三次編造開始	(里長) 汪遠	(春)魚梁坑祖墓、蔭木被半。即汪產義盜砍一株。投 之里長汪遠。吳燦復具告梟。
弘治十五年(一五〇二)	春	第十三次編造完了	?	
正德六年(一五一一)	秋	第十四次編造開始	?	
正德七年(一五一二)	春	第十四次編造完了	(里佐)? 吳汝節 <small>(後)</small>	
正德八年(一五一三)	春		(里長) 吳汝節 <small>(後)</small>	族吳汝節充值里役。吳功達戸充総申、甚苦之。
正德十六年(一五二一)	秋	第十五次編造開始	(里長) 吳汝高 <small>(繼)</small>	吳汝高里役。
嘉靖元年(一五二二)	春	第十五次編造完了	(里長) 吳汝高? <small>(繼)</small>	族有黃籍之役。
嘉靖十年(一五三二)	秋	第十六次編造開始	(里長) 吳汝高 <small>(繼)</small>	吳汝高里役、督黃籍。
嘉靖十一年(一五三三)	春	第十六次編造完了	(里長) 吳汝高 <small>(繼)</small>	族有通水路改門牆之役。

嘉靖二十年(一五四一)	秋	第十七次編造開始	(里長) 吳汝高 <small>(巖)</small>	汝高戶值里役。又僉廿一年稅長。廷戶亦僉稅長。
嘉靖二十一年(一五四二)	春	第十七次編造完了	(里長) 吳汝高 <small>(巖)</small>	汝高戶黃籍之役。
嘉靖二十四年(一五四五)	秋		(里佐) 吳汝立 <small>(植)</small>	吳汝立當里役。会県派給官銀百兩、買穀輸半流倉。助費四十二兩。里佐重困。
嘉靖三十年(一五五一)	秋	第十八次編造開始		
嘉靖三十一年(一五五二)	春	第十八次編造完了	(里佐) 吳朝重 <small>(珊)</small>	吳朝重戶有里佐役。
嘉靖四十年(一五六一)	秋	第十九次編造開始	(里長) 吳朝重 <small>(珊)</small>	吳朝重攢黃籍。
嘉靖四十一年(一五六二)	春	第十九次編造完了	(里長) 吳朝重 <small>(珊)</small>	朝重戶簽民兵收頭、甚勞費。
嘉靖四十三年(一五六四)	秋		(里長) 吳子克 <small>(偉)</small>	偉戶里役。
隆慶五年(一五七二)	秋	第二十次編造開始	?	
隆慶六年(一五七三)	春	第二十次編造完了	?	
萬曆九年(一五八一)	秋	第二十一次編造開始	?	制詔天下、八筵清理疆畝、謂之清丈。溪口倉出穀賑。
萬曆十年(一五八二)	春	第二十一次編造完了	?	會令君作清丈條規。冬月會令君巡行郊野、由石田

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(下)

万曆十二年(一五八四)	春	一条鞭法開始	溪口山後、直抵馮村過流口、遺膏皂致一、謁刺於子玉、清丈我里事宜。
			始行一条編之法。

今、この表の記載から、全一四回の黄冊編造時における呉氏社戸グループの役割を順次に追って見ることにしよう。

(1) 第八次大造 (自一四五一年秋至一四五二年春)

記載なし。不明

(2) 第九次大造 (自一四六一年秋至一四六二年春)

一四六二年春の記事に呉存紹(第X系社戸)が、同じの里の李庭讓の訴訟事件を李庭先と共に解決するよう努力したとあり、この第九次大造年に、呉存紹が里長または里佐として干与していた可能性が強い。

(3) 第十次大造 (自一四七二年秋至一四七三年春)

一四七二年に「黄籍之役」の記事があるが、更に翌一四七三年春に「功俊公(存林)に里長の役が回ってきたが、県令・陳公の清廉な政治のおかげで、仕事がし易かった」とあり、この記事の総括的口吻から見ても、存林の実際の就役は前年と見られる。従って、一四七二年春の大造完成、県への黄冊進呈という大役は存林が担ったと思われる。「陳公の清政のおかげで難事を遂行できた」というのも存林の黄冊上皇に対する陳公の審査が寛大であったことを意味するものである。

(4) 第十一次大造 (自一四八二年秋至一四八三年春)

一四八二年の条に「(八月初一日)呉功進(存林)、里役に任ず」とあり、前回同様、社戸存林(旧字功俊。この頃、字を功進と改めたらしい)。

が里長又は里佐として、黄冊編造の完成、県への進呈の大役を担ったことは、明らかである。

(5) 第十二次大造 (自一四九二年秋
至一四九二年春)

一四九三年秋の回顧記事に、「去年(一四九二年)黄冊を造った際、本都では、人口の減少した第七図を解消して、他の図(第一図、第六図)に人口を併合した(本紀要・第六冊・一四三頁・一四四頁・第四表参照)。また、この時戸部の発議で黄冊の再点検を行ない、第一次から第十二次に至る、計十二冊の黄冊を呈出させたが、各郷ともその整理、上呈及びその審査追究に苦しんだ」とあり、この時は、第一次以来、百年を経た戸口増減の調整や、総括点検などが課せられたため、本来一四九二年春に完了すべき上呈事務が遷延して、同年秋或は次年一四九三年春または秋にまで及んだところがあったものと思われる。祈寧社も、一四九一年秋、編造開始の時点で既に「吾族里役に当る」とあり、一四九三年秋、更に前前回、前回に引き続いて、杜戸の呉功進(存林)が里役に当っており、この回の難行を極めた黄冊編造の大役を終始、担ったものと推定される。

(6) 第十三次大造 (自一五〇二年秋
至一五〇二年春)

記載なし。前回の労により就役を免ぜられて、他姓の里長戸が当ったものと考えられる。

(7) 第十四次大造 (自一五二二年秋
至一五二二年春)

一五二二年秋に、「呉汝高、里役」とあり、祈寧社杜戸の呉汝高(嶽、第十表、存恕の長子Ⅴ系の杜戸)が黄冊編造開始の時期から里役事務に当たったことが分るが、更に一五二二年春にも、「族に黄籍の役あり」とあって、この回の編造の責任を祈寧社(おそらく汝高)が終始、担ったことが示されている。

(8) 第十六次大造 (自一五三二年春
至一五三二年秋)

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(二)

一五三二年春、「呉汝高、里役となり、黄籍を督す」とあり、前回同様、社戸呉汝高(獄)が黄冊編造の責任者となっている。

(9)第十七次大造(自一五四一年秋至一五四二年春)

一五四一年秋、「汝高の戸、里役に値る」とあり、また一五四二年春、「汝高の戸、黄籍の役」とあつて、黄籍編造開始から、完了まで前前回、前前にひきつづき社戸汝高が担当したことがわかる。

(10)第十八次大造(自一五五二年春至一五五二年秋)

一五五二年春に、「呉朝重に里役あり」とあり、呉朝重即ち珊(藤の子、第四期の儲社戸、X系)が黄冊の役を補佐したらしい。

(11)第十九次大造(自一五六一年秋至一五六二年春)

一五六一年秋、「呉朝重、黄籍を攢す」とあり、前回では黄冊の補佐者であった社戸・呉朝重が今回は責任者として再登場している。

(12)第二十次大造(自一五七二年春至一五七二年秋)

記載なし。この頃、里甲制が動揺ははじめ、これに代る方法として一条鞭法などが問題になってきたと思われる。

(13)第二十一次大造(自一五八一年秋至一五八二年春)

大造の年に当り、田土の再調査、所謂「清丈」の実施が要求され、そのため一五八二年、「曾令君：膏皂を遣わして刺を子玉に通じた」とあり、社戸子玉(槐の子、VII系社戸)がその相談を受けている。おそらく里の清丈に

関して、村内の実権を掌握している祈寧社の協力を必要としたためであろう。

(4) 一五八四年の記事に「始めて一条編之法を行なう」とあり、以後、黄冊編造も賦役冊としての意味を失ない、単なる徴税簿としての機能を維持するにすぎなくなる。

かくして以上により、われわれは第八次から第二十一次まで全一四回の黄冊編造のうち、第八、第二十次の二回を除き、すべて「祈寧社・呉氏社戸グループ」の代表者が里長（稀に里佐）として黄冊編造事務の大任を担当しているという事実を確認し得たように思う。そして、このように里甲制組織の頂点に立つ黄冊編造時の里長と、「社」の祭祀組織の構成メンバーが重なり合ってくるという事実が明らかになると、どうしても明代特有の郷村組織である里甲制システムの単位としての「里」と、元代以来の農耕共同体自治組織である「社」とが、全体としてどのような構造的な補完関係に立っていたか、その重なり合いの仕組はどのようになっていたか、などの問題を検討しなければならなくなってくる。別に明代経済史研究家の間にも、里甲制の「里」の実体を、在地地主である里長戸群を頂点とする「村落共同体的なもの」（在地地主層の掌握している在地の具体的利益権の体系）とする見方が存在している⁽¹⁰⁾。今、それらの諸説を参考にしながら、「里」の所謂「村落共同体的性格」を「社」の側から検討して見ることにしたい。

まず、祈寧社と里の関係の場合、前掲の検討で明らかにしたように、祈寧社・呉氏社戸グループは、十年に一回、里長戸を出していると見られるので、社戸グループを構成している七十三戸のメンバーが、そのまま、茗洲村の里の下部構成単位である十個の甲（各十二戸）のうちの、一甲に当り、うち一戸が里長戸、他の六十一戸ぐらゐが甲首戸として位置づけられていたと考えられる。しかもこの甲は、殆んどの場合、黄冊編造の初年度、または次年度までに里長を出しているから、当該の「里甲」の第一甲または第二甲に位置していたと見ることがができる。他の九つの

甲がどういふメンバー構成になつていたか、ということについては、直接の記録資料を欠いていて明らかでない。ただ、前表第十三表の、一四五五年の記事欄の里甲関係記事に、同里の義倉上輪分担グループとして、呉権友、李記寿、李永善、胡音保、康保兒、汪小乞、汪四住、徐永兆など、八個の「行」(グループ)が記されているのが参考になる。我族即ち祈寧社グループが十石を出し、里全体として百石を出したとあるから、各グループ平等に十石、十グループ(二グループの代表者の名は缺落)で百石という計算になる。県からの義倉への上輪要求は、一般的な賦役組織としての里甲を通じて割当てたと思われるので、右の十グループがそのまま里の十個の甲である可能性が極めて強いのである。今、このような想定の下に、祈寧社呉氏社戸グループを第一甲、右の呉権友以下八行を第二甲以下第九甲、缺名グループを第十甲として一四六〇年頃におけるこの里の里甲編成組織を表示して見ると、ほぼ次のようになる。

第十四表

〔第一甲〕(里長戸) 呉存紹・(甲首戸) 吳斯文、吳德昱、吳敏文、吳德烜、吳存濟、吳存杰 <small>(以上、祈寧社、社吳氏社戸)</small> 、	□□□、	□□□、	□□□、
〔第二甲〕(里長戸) 吳権友・(甲首戸)	□□□、	……	
〔第三甲〕(里長戸) 李記寿・(甲首戸)	□□□、	……	
〔第四甲〕(里長戸) 李永善・(甲首戸)	□□□、	……	
〔第五甲〕(里長戸) 胡音保・(甲首戸)	□□□、	……	
〔第六甲〕(里長戸) 康保兒・(甲首戸)	□□□、	……	
〔第七甲〕(里長戸) 汪小乞・(甲首戸)	□□□、	……	

(氏名不詳のもの四名、おそらく第十表の系図の中で第二十四世、第二十五世あたりの人物がこの甲首戸を埋めていたと思われる。)

〔第八甲〕（里長戸）汪四住・（甲首戸）□□□、……

〔第九甲〕（里長戸）徐永兆・（甲首戸）□□□、……

〔第十甲〕（里長戸）□□□・（甲首戸）□□□、……⁽¹¹⁾

さて、従来、里内の権力関係を問題にする場合、里長戸（一〇戸）対甲首戸（二〇〇戸）という対立を想定し、前者を里内の共同体的諸関係を掌握している在地地主層、後者を前者に従属する自作農と解する見方が有力であった。⁽¹²⁾しかし、右の茗洲村の里の場合、その里の農耕儀礼の中核である祈寧社社神への祭祀権（共同体権力の象徴）をめぐる権力争奪においては、里長戸対甲首戸という、いわば横系列の階級対立の外に、呉氏二派、李氏二派、胡氏、康氏、汪氏二派、徐氏などの異姓、異派間の、いわば縦系列相互間の争いも問題となる。例えば、右の祈寧社において呉元龍派が社戸組織を制するに至る過程での競争者は、呉氏の他派（右の第二甲か）、及び李氏（第三・四甲か）であったという。このような異姓相互間、同姓異派間の利害対立は、結局、村内の共同地利用の実権をどのグループがにぎるかという点をめぐって、展開されたに違いなく、それが社戸組織の比重関係に及んでいたものであろう。このように見ると、主として近隣同姓を握る形で成立している、右の第一～十甲は、各甲間に抗争と利害対立の潜在を想定して理解することができるよう思われるのである。そして呉元龍系社戸グループが右の各甲の中で第一甲たる地位を占めているということは、このグループの里内における原則的優位（共同地支配、祭祀権独占）を示すものに外ならず、結局、第一甲に里内の富裕戸、有力地主が集中していて、これが他甲を階層的に支配しているという形を予想できるわけである。因みに明代では、「里」と「社」とを同一体として表現する「里社」なる言葉がしばしば文献の上に現われている。例えば、太祖実録、洪武五年四月戊戌の条、「郷飲酒礼」の挙行を命じた詔の中に、

△其民間里社、以百家一会、糧長或里長掌之。⁽¹³⁾

という文が見えていて、明初の里甲制発足当初において、里長の管轄する「里」が「社」と密接な関係にあったことを暗示している。別に第一章・序節(本紀要・第六〇冊・一六頁)に引いた方弘静の〈呉儒人安氏墓誌銘〉の記事にも「里社醸会、優人為呂文正徵時狀」とあり、また、同じ個所(同前・一七頁)に引いた、王禔登の『呉社篇』にも「里社之設、所以祈年穀被災禳洽党闍楽太平而已」とあるなど、明代郷村の祭祀主体としての「里社」の語は頻出しているのである。これらを見ると、明代の里甲制の下で、里の編成が行なわれる場合、その里として予定される区域内で、元代以来、その地域の農耕儀礼の中心となつていた「社」神とその祭祀団体としての「社」が、新らしい「里」組織の中核としても重視され、利用されていったものと考えることができるところではあるまいか。果して然りとすれば、そのような編成方針の下では、「社」を制するものがそのまま「里」をも制してゆく関係にあるわけであり、祈寧社の例に見るように、その社戸組織を独占した呉元龍系一族が同時に里甲組織内でも常に優位を占めていくということも、また、きわめて自然なことであつたと言わなくてはならない。

次に祈寧社社戸グループの里内掌握力を示すもう一つの側面として、その対外的な代表能力という点を問題にしよう。既に指摘したように、呉氏社戸グループは、この里の里甲編成の中で常に第一甲または第二甲の位置を占めており、毎回の黄冊編成の大造年をはさむ前後三年間に必ず里長または里佐としてその編成事務を担当しているわけであるが、更に細かく見ると、黄冊編成の開始年次において里役を担当したとする記事は少なく(第十五次、十六次、十七次、十九次)、むしろその完成年次または更にその翌年つまり黄冊の仕上げとその上呈の時期に里役を担当したと記す記事が多い(第十次、第十一次、第十二次、第十四次、第十五次、第十六次、第十七次、第十八次、第十九次、第二十一次など)。

黄冊の最終的な完成は、里内の各甲の利害調節を必要とすることであり、また黄冊の県への上呈では、過重な賦役科派を要求してくる県に対して、出来上つた黄冊の内容の妥当性を主張し、里に対する科差を最少限にいとめる必要がある訳であつて、何れにしても、これを担当する里長戸は、対内的には勿論、対外的にも強い政治力が必要であつたと思われる。そして、呉氏社戸グループが常にこの黄冊編成上、最も困難な、里の利益を守る役割を演じていたといふことは、とりもなおさず、このグループがこの里内の在地地主層の中で、最も知識層的なグループであり、⁽¹³⁾それだけ行政権力の末端と政治的な折衝を遂行し得る豊かな能力をもっていたからであると考えることができるとはあつるまいか。事実、第十三表の記事欄にも記したように、一四六二年、一四九一年、一四九三年など、同社戸グループの有力者が里内の事件処理のため北京や京城に赴いて官側との接衝に当る場面が多く見られるが、これも里内における祈寧社呉氏社戸グループの対外代表的な位置を暗示するものと考えられる。そして、このような県行政や、郷村組織など国家権力の末端とのつながりは、それ自体、他甲をリードし支配する力となつた筈である。かくして、社戸組織の支配を通じて、里甲組織を制した呉元龍一族は、内には里内の共同体的諸関係を掌握し、外にはその対内掌握力を媒介として国家権力の末端と癒着しつつ、「里」「社」両面を通じて郷村支配を貫徹させていたと考えることができるのである。

Ⅱ 里社演劇に対する里甲組織の干与

かくして、われわれは、祈寧社の場合において、その「社祭組織」がその中から定期的に里長を出すことによつて、国家の行政末端と癒着していたことを見ることができたわけであるが、このことは、元代以来民間の自治団体として

發達してきた「社」が、明代のこの時点では間接的な形にせよ、国家行政権の裏打ちを得るに至ったことを物語ると言えよう。今、このような場面のもう一つの例として、江蘇・高溍県、城隍廟の祭祀記録である、光緒一四年刊『高溍県城隍白府君廟志』⁽¹⁴⁾の記事をとり上げて検討して見ることにしたい。

まず、同書によると、この廟は白季康(唐代諫 水泉令)を祀神とし、はじめ高溍県治から東南に一里ばかり離れた小甘村にあったのを嘉靖五年(三〇五)に県城内に徙されたが、その間、明清兩代を通じて、歳時の春祈秋報や祈雨などに靈驗ありと信ぜられ、広く県域内全体の農耕守護神として奉祀されていたという。⁽¹⁵⁾特にその春祈の祭礼(二月戊日、及び二月十六日の神誕節)には、演劇の上演を慣例としたらしく、同書巻五によると、廟の戲台(春台)には、明代以来の匾額や柱聯の類が次のように掲げられていたという。

△春台匾額

人天勝会

邑人

陳方善題

△春台聯

縦目觀場、三万六千、誰識真如假

会稽

屠大棟題

設身処地、悲歎離合、無非孝与忠

右のうち、春台匾額を奉献した邑人・陳方善は、康熙二二年序『高溍県志』巻一六《人物》の条に、伝が見えていて、

それによると、「万曆丁酉(一五七)の郷薦を領し、庚戌(一六〇)の進士に合格した」のち、名宦として評判を得た人物であるという。⁽¹⁶⁾また、会稽の屠大棟の方は、同じく康熙二二年序『高溍県志』巻一三《官師》《県丞表》の条に、「崇禎十七

年(一六六)に都史から高溍県丞に任じた」とあり、清朝に入つて「順治二年(一六五)に原官再任、のち、大同府の経略に

昇任した」と記されている⁽¹⁷⁾。いずれも明末の高溟県の地方政治に影響力のあった人物であるから、彼らが右の如き春台演劇を賛える匾額や対聯を奉獻していることは、そのまま、この城隍廟の春の祭祀で演劇が盛大に举行され、それが官の保護奨励を受けながら、確乎たる地方慣習となっていたことを示すものと考えてよいであろう。清代に入っても、この種の春台對聯は続いて記録されており、これらの点から考えると、おそらくこの廟の演劇慣行は、明代中期、或は初期にまで遡る沿革を有するものではないかという想定も成り立つと思われる。そしてこの場合、特に注目し値するのは、この廟の祭祀演劇を支える組織として、明代以来の伝統をもつらしい「崇五の十排」なる、里甲制系統の地縁集団が存在していたということである。「崇五」というのは、同書卷末の〈廟田考〉に廟田管理主体の名称として、「崇二」、「崇三」、「崇八」、「豊一……豊六」或は「成四」などとあるところを見ると、韻書の排列字順に名づけられた郷内区郭（行政單位の末端地番）の名称であり、「十排」とは、十家を十個排列した里甲制系統の組織であろう。その組織方法と、目的については、同書卷三〈崇五十排記〉が次のように記している。

△十排者、排十家於一牌、由一而積之十者也。其制始於明王守仁、…王陽明撫贛南、令居城郭者十家為甲。在鄉村者、村自為保。於是立十家牌、使每甲自糾甲內之人、以均給徭役、稽察寇盜、而於平時則講信修睦焉。涓邑崇五十排者殆其留遺乎。雖然、涓不僅十排也。而此十牌獨存者、說者曰、邑有城隍廟、其基址突由十排捐助、並置祀田、永代完納。

これによると、十家を一牌又は一甲とし、これを十個、束ねたものを「十排」として、輪番で徭役に当り、寇盜を稽察する外、平時には信を講じ睦を修める教民的機能を果していたというから、その実体は全く前述の「里甲組織」と同一のものであったと思われる。ただ、徵税に重点を置いて造られた本来の「里甲」に比べて、若干、警察、抑民

に重点がかけられていた点で、行政上の組織としては、別個のものとして扱われていたにすぎず、その構成メンバーや編成自体については、黄冊を基礎に編成された本来の「里甲」と重なる面が多かったと思われる。そして、明代中期の王陽明以来の伝統をもつというこの「里甲制」的な十排組織が、清代に入つて一般的に消滅して行つたなかで、独り、この「崇五」地区の「十排」のみが存続し得たのは、この「崇五の十排」が特に城隍廟（白府君廟）の祭祀と密接な関係をもっていたからだ、という。このことについては、同書卷三〈十排事実考〉が更に詳しく、次のように記している。

△崇五之有十排、不知始於何時。父老相伝明季以来、県中差徭糧賦、分排辦理。各郷区均設排若干。迨国期康熙年間、禁革里排長。而各郷区之排、尽撤。独「崇五之十排」、迨今幾數百年而猶存者何也。蓋我邑城隍廟基、実屬十排捐助旧地、并置祀田十余畝、婦住持供応香灯糧、由十排完納。歷年来恪守成規。廟中有修助諸拳、十排後嗣、無不与焉。此「崇五十排」之名所由、与邑廟並垂久而不廢者也。

即ち、父老の伝承によると、この里の各区に、明代以来、里中の差徭糧賦を分排して辦理するために作られていた「十排」の組織は、清代に入つてすべて廃止されてしまつたが、「崇五」の十排だけは、城隍廟の祀産を所有管理していたために、その祭祀を継続して維持する必要上、特別に組織の存続を認められたのだという。廟の基址自体が元来、「崇五」の十排が寄付したものであり、又その祭祀運営のための祀田十余畝もその捐助にかかり、従つて、廟の住持の生活費から廟の祭祀の香灯費用（演劇費用をも含む）まで、すべてこの「崇五」の「十排」が祭田を運用して給費していた上、廟の修善なども、その十排の子孫が担当していたといふのである。⁽²¹⁾ これらを見ると、おそらく、この「崇五の十排」なる百家規模の地縁集団は、この十排制度が明中葉に導入される以前から、この白府君廟を社神として祭

記していた「社」ではなかったかと思われる。彼らは、この廟を中心に農耕生産を営んできた共同体だったのであり、それが前述の休寧県・茗洲村の祈寧社の場合と同じく、明代里甲制の発足と共に、その里甲編成の中に組みこまれ、「十排」という里甲型の組織形態をとっていたにすぎないと思うのである。清代に入つての制度改廃の下で、単なる治安維持機構として上から組織されたにすぎない、他の区域の「十排」が尽く簡単に廃絶されてしまった中で、この「崇五の十排」だけが、相変らず「廟」の祭祀を司る地縁集団として生き続けたのは、それが宋元以来の「社廟祭祀組織（演劇組織）」としての実体をもっていたからに外ならないと考える。⁽²²⁾これを一般化して言うならば、明代の里甲組織自体、少くともその中核は宋元以来の鄉村の祭祀団体としての「社」を媒介として組織されたという側面が強く、右の高淳県、城隍廟における「崇五の十排」のケースは、その典型的な事例に属するにすぎないとも云えるであろう。このように見ると、前述の「祈寧社」と「里」の関係においても、「祈寧社」が「里」を支配しているというよりも、むしろ新たに編成された「里甲」の秩序が「祈寧社」の共同体的実体を、その体系の中核に組みこんでいる、と見る方が妥当かもしれない。或はその間において、里の支配者たる位置を獲得し得た呉氏一派が、多数の他派系祀神群を抑えて、自派系の独占する「祈寧社」を「里社」の主神の位置に押し上げ、それを新たに編成された里甲秩序の体系の中心に組み込んでいったというプロセスも十分に想像し得るのである。何れにせよ、われわれは、元代以来、民間の自治団体として社祭演劇の主体となってきた「社」及びその組織が、今や、里甲制という国家的な、徴税、警察機構、郷村行政組織の中に組みこまれてしまったこと、従つて演劇がこの時点では、里甲支配者である在地地主層とその上部に立つ国家権力によって支配され易い形になってしまったことを認めなくてはならないであろう。この点が明代里甲制下において起つた、郷村行政組織と社祭組織の癒着の実体である。⁽²³⁾

第三節 小結

以上、本章、第一節、第二節の縷述の論点を要約して見ると、次の通りである。

(1)明代前半期の江南の「社」の祭祀組織―演劇組織は、当該地縁社会における少数の有力同族の寡頭支配の下にある場合が多く、その際、「社廟祭祀」の権限は、一定の血縁的資格と経済的負担とが不可分に結合した「分」を所有する少数の社戸グループによって排他的、独占的に分有され、すべての祭祀行為は（勿論、演劇を含めて）この社戸グループ内での理念上、相互に平等な輪番組織によって運営されていた。この場合の社戸グループは、当該村落における共同体的諸関係を掌握している支配的地主集団としての実体をもち、その祭祀運営は、彼ら地主層の村落支配の一環として機能していたと見ることができ。

(2)右のごとき同族体制を基礎とする明代社祭組織―社戸グループの有力者は、反面またしばしば当時の地方徴税組織（―里甲組織）の中核（―里長）として機能することがあり、その場合の社戸グループは当該在地における共同体的掌握力を国家権力の行政末端の行使に役立てると共に、逆にまた、黄冊編造や保甲など、国家権力を媒介として、更に在地の共同体支配を強化してゆくという二重の依存関係が成立していた。この関係は明代前半期の里甲制の安定期において、特に強固な形で維持されていたと認められる。

ところで、右のように明代前半期の「社」の祭祀組織―演劇組織が当該の在地地主層の「村落共同体的支配体系」と表裏一体をなす里甲制秩序に支えられて存立していたとすれば、明代中期以降、右の所謂「里甲制秩序」が色々な

形で変質し解体して、全体として「一条鞭法」の秩序に移行してゆくにつれて、従前の里甲制に依存し癒着して維持されてきた「社祭演劇組織」及びその組織に乗って展開されてきた前章・第一―三節の「社祭演劇」の諸様相もまた、それに対応した変質と解体を免れなかったことも当然の帰結であったと言えよう。事実、本章・第一節・Iで議論した、祈寧社の第一期から第五期に及ぶ社戸組織の変遷を見ても、その社戸編成、輪番就役の秩序が完全な斉合性をもつて維持されているのは、第一期からせいぜい第三期の終り（一五二八年）までで、第四期に入る一五三〇年以降では、第十二表に見たように、それ以前の斉合的な輪番形態が大きく崩れを見せている。例えば、第四期の後半、一五五〇年以降、社首の脱落が目立ちはじめ、更に第五期では例えば一五七〇年から十三年に及ぶ長期の社首の脱落が現われるなど、少くとも、一五六〇年前後の時点以降では、この祈寧社の社戸組織は、かつての安定した輪番交替の形を完全に失って、殆んど崩壊してしまつたと言つてよい状況であつた。その間、里甲制に代る新しい徴税秩序の模索を示す「清丈」の記録が頻見せられ、やがて一五八五年、「一条鞭法」の施行を告げる記事と共に、この長い詳細な《社会記》は終りを告げる。つまり、この《社会記》に見える三百年に及ぶ推移の記録全体が、里甲制の崩壊とそれに伴ふ社祭組織の解体過程そのものを示していると考えられるのである。そして里甲制が当時の地主支配に適合した徴税秩序であつたということを考えれば、このような里甲制から一条鞭法への移行に伴つて起つてきた社祭組織の変化は、おそらく村落社祭演劇をにぎっている地主層内部に、何らかの社会構造変化が起つていたことを暗示しているものと考えなくてはならないであろう。この点、本章・第二節・IIで詳論した、祈寧社社戸グループから十年に一回出る黄冊編造担当の里長又は里佐の中に、例えば、第十次（七^{一四}）・第十一次（八^{一四}）・第十二次（九^{一四}）を連続して担当した呉功進（別字）（存林）、第十五次（二^{一五}）・第十六次（三^{一五}）・第十七次（四^{一五}）を連続して担当した呉汝高（綴）、或は第十

七次^{(四)五}・第十八次^{(五)五}を連続担当した呉朝重(珊)など、要するに二十年から三十年にもわたって、里内の実権を長期間掌握してゆくような強力な大地主権力と見られるものが成長してきていることなどは、最も注目値することであろう。

従って、今や、われわれは、里甲制の崩壊と平行する形で成長しつつあったこのような大地主権力の登場の過程、及びこの種の大地主権力の社祭演劇に対する対応の仕方の変化、更にはそれによって起ってくる社祭演劇の変質と変貌の諸相等々を順次に解明して行くべき位置に到達したわけであるが、これらの諸問題の検討には更に多くの資料を必要とすることでもあり、以下、章を改めて論ずることにしたい。

(未完)

- 1 牧野巽「明代における同族の社祭記録の一例―休寧茗洲呉氏家記社会記について―」(『東京・東方学報』一一ノ一・一九四〇年、『近世中国宗族研究』・一九四九年・所収) 一四〇―一四六頁。(以下の論文引用においては、すべ_て掲載誌又は収録書の頁数を示す)
- 2 牧野同前論文、一四四―一四五頁所載の呉氏社戸世系図の体裁を踏襲した。但し同図には第三十五世以下の人名を省略してあるので必要な範囲で社戸関係の人名を補足した。
- 3 本表は牧野前掲論文、一四〇―一四三頁所載の正統十二年より弘治八年に至る、社戸交替表、及び一四三頁所載の弘治八年秋より嘉靖七年秋に至る社戸交替表の二つの表を、紀年を西曆に改めて合併したものである。但し、Ⅷの存杰の代襲関係については、牧野博士とは異なった整理をした。即ち、牧野論文の表では、存杰の没後を埋めた存林の代位を永統的なものと見なして、Ⅷを存杰↓存林とつなぎ、存杰の長子、温の社戸就任をⅧとは別系統の独立社戸XVとして立てる。これに対して小論では、存林の代襲を存杰没後一回だけの暫定就任と見なし、むしろ温の社戸就任をⅧの代襲と見て、存林のその後の継続的社戸就任は別系社戸Ⅹの独立と見る。長子相続を代襲の本則と考えたからである。

4 本表は前註牧野論文の社戸交替表の方式にならない、社戸を二十九戸に増した一五二九年以降の輪番編成と交替の状況を表示したものである。同年以降就任の社戸群のうち、第二十六世の者を独立社戸として立てる一方、二十七世以下の社戸は二十六世との血縁（親子、兄弟など）によって、その代位として従属させるという方法で系統を分けてゆくと、大体、二十八〜三十二ぐらいの系統になり、所謂「二十九戸」にほぼ見合う形になる。勿論、二十七世以下の社戸を二十六世社戸（独立社戸）の何れに帰属させるべきか、必ずしも明瞭でない場合があり、本表はその一案を示したものにすぎないが、大筋において、この表のような輪番交替によったものと考えて誤りなきものと信ずる。

5 第十二表に見るように「春秋社戸を分つた」一五五二年以降、社戸就任の記録は各系統を通じて、それぞれ一回を確認し得るにとどまるものが大部分であり、中には就任の記録を欠くものも存在している。二回の就任を検し得るものについて見ても、（十二）と（二十八）については、確かに同季節に就任しているが、（五）と（十七）は、春秋、異なつた季節に就任しており、これらの状況から見て、果して「春・秋の社戸を分つ」という方針がどれだけ実行されていたか、疑わしい。

6 ここに見える明代郷村の同族的社祭組織は、わが国、中世の「宮座組織」に類似した点を多く含んでいるように思われる。例えば、千葉正士『祭りの法社会学』（一九七〇年）三五頁以下（第一章〈祭祀組織の諸類型〉）は、宮座組織の特徴を次のように総括している。

「ここにおいては、シンボルとなる神は系譜神で、同族・従者家臣、その他特殊の社会的関係によりこれを首長とする系譜関係をもつ者つまり一定の系譜団だけを守護・支配するものとかんがえられている。したがって、系譜団に属すべき者すなわち座員は、その資格を伝統的にかざられていて、特殊な家がらをなし、それが他の家とは区別されて権利義務意識をとめない株の觀念にまで発達している。この家がらないし株をもつ家は、系譜団に当然に加入する権利義務があり、またそうでない家が例外的に加入が許されることがあるのは特権の付与としてであるから、ここに入座の手續が発達する。こうして座員となつた者の権利義務の中心は、祭りの司祭者となることで、いわゆる神主や頭屋（または当座）に就任することが、その核心である。換言す

れば、全員が平等に祭りの主体になる。この組織の管理機構としては、かならずしも明確とはいえないが、議決・執行・監査の諸機関を一応もち、とくに議決には全員一致であったる原則をとっている。原則として、財政的基礎として宮座固有の不動産・動産を、多かれ少なかれ所有している。

右に見える、「特殊な家から」、「他の家とは区別された権利義務意識を基礎とする株の觀念」などは、上記、祈寧社の、血縁的閉鎖性と「分」の觀念に共通する社会的実体をもっていると考え得る。勿論、宮座にも、地域と時代により多くの種類があり、その祭祀組織の形態も多様であるから、一概に共通点だけを対比させることは早計であらうが、その組織の基本的な理念において、共通の構成原理が貫徹していることだけは、指摘し得ると思われる。この外、萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』（一九七〇年）参照。

7 松本善海「元代における社制の創立」(『東京・東方学報』一一一・一九四〇年)三二八頁(掲載誌の頁数を示す。以下の論文引用同じ)。梅原郁「元代差役法小論」(『東洋史研究』二三ノ四・一九六五年)六四頁。

8 詳しくは、山根幸夫『明代徭役制度の展開』(一九六六年)二二頁以下。

9 山根前掲書四二頁に「黄冊は十年ごとに編造されたから、第十年目に就役する里長・甲首がその全責任を負っているようにも考えられる。しかし、事実は大造の年の前年あたりから、その準備にとりかかったので、決して第十年目の里長・甲首にのみ負担がかかったわけではない」とあるが、里内の利害対立を調停しながら黄冊をまとめ、また県官にその黄冊を上呈するに当ってその正当性を主張しなくてはならない大造年及びその上呈年の里長は、少くとも対内調停と対外接衝を遂行する能力をもった、里内の支配的地主でなくては動まらなかつたと思われる。

10 以下、里甲組織の共同体的性格を規定する、諸家の説をあげる。

○古島和雄：在地の具体的な土地利益を含む所有関係と、その上に成立する階層的諸関係が：明初の里甲体制の中に存続したものであると考えられる。：里甲制による課役の賦課が、丁糧の多寡による等則に基いて為された限り、この役の対象たる里

長戸が、かかる権力関係を背景にする在地の地主層であったことは争えないであろう。(『明末長江デルタに於ける地主経営—沈氏農書の一考察—』・『歴史学研究』一四八—一九五〇年—一二頁)

○安野省三：「明初、排年・里長と、甲首・花戸との間には截然たる階層的序列があった。……里長戸といい甲首戸といっても、いずれも基本的な労働対象である田地の所有者であることに変わりはない。だからこの点に関する限り、両者の間に階級的対立を発見することは不可能である。……そこでどうしても耕地を圍繞する、農業の再生産に不可欠な物的諸条件をいくつか取出してきて、それらの諸条件に対して両者がいかなる関係に立っていたか、という問題を設定せざるをえない。そうした物的諸条件とは、おそらく水利権とか山林利用権とかいった種類のものであると想像される。そして里長戸は排他的にそれらの物件を掌握し、そのことを通じて、社会的な再生産過程において、甲首戸に対する支配権を確立していたと考えられる。(『明末清初揚子江中流域の大土地所有に関する一考察』・『東洋学報』四四ノ三—一九六一年—三七九—三八〇頁)。

○鶴見尚弘：「里甲制が百十戸を基準とした戸数単位による編成原則をもつにも拘らず、各村落内で厳密に百十戸の絶対数を含むという編成が実施せられたというよりも、百十戸の里長・甲首戸を国家権力が把握するという形式によりながらも、その内容としては、畸零戸を含むそれぞれの農村に固有な戸数をもつ里甲編成を通じて、農村支配を貫徹せしめようとしたものであって、それは必然的に現実の共同体的諸機能を前提とすべきものであった。(『明代の畸零戸について』・『東洋学報』四七ノ三—一九六四年—五八—五九頁)。

○浜島敦俊：「里甲制は、江南において、再生産の物的諸条件を部分的に保証するものであり、その意味で少くとも江南にあって里甲制は共同体的性格をもっていたと考えられる。それは糧長・里長戸の在地手作地主層を主たる担い手として機能したが、これら手作地主層は、田頭制や里甲諸役に示されるように、水利に関する科役を負担すると同時に、在地の水利権をめぐって優先的な位置を占めており、また水利事業など再生産の物質的基盤の整備に対して農民を動員し組織しようとするとき、国家権力による労働力強制 \parallel 徭役を利用できたのである。(『明代江南の水利の一考察』・『東京大学東洋文化研究所紀要』四七—一

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について)

九六九年—一七頁)

- 11 この表は、山根幸夫「一条鞭法と地丁銀」(筑摩書房『世界の歴史』11—196一年—283頁)所載の「(河南省汲県・郭全屯)遷民碑」(洪武二十四年)に見える里甲編成表示の形式を参考にして作製した。第七甲・第八甲に並ぶ汪氏系の甲は、例えば第十三表・一五〇一年の里長・汪遠を出しているグループであろうと思われる。また第十甲の里長戸・甲首戸グループの姓は不明であるが、『社会記』の成化十二年(一四七六年)秋の条に

御史君清戎即遠年未解者。雖無冊取、俱解戸丁妻孥、赴衛詳查。本図有軍戸李復之原係太原前衛軍、年遠無冊取。竟遣里長謝躍。解送戸丁李文義、往按查。

とあり、文中に里長として謝躍の名が見えるので、この謝姓グループが第十四表の第十甲に当る可能性が強い。

- 12 前註10所引の諸説参照。特に安野論文の説はこの点を強調している。

- 13 第十三表の吳氏社戸系里長のうち、知識人としての経歴の明らかなのは、吳珊朝重(号静齋、以国学生、除辰州少府、復転寧化簿)・吳儂子克(号台山、邑授衢州訓導)・吳桂東教諭(の二名であるが、吳儂汝節(号梅)、吳嶽汝高(号守)、吳稚汝立(号質)なども文人としての“雅号”をもっており、何れも里内の有力なインテリであったと思われる。『茗洲吳氏家記』卷四《世系記》による。)

- 14 東京大学東洋文化研究所蔵。『高濱県城隍白府君廟志』全三六卷首一卷末一卷、清陳国柱等原撰、清夏文源等統修。光緒十四年五中院聚珍版本(同所『漢籍分類目錄』三二六頁、史部、地理、道観の条所録)

- 15 同前書、卷一、陳国柱《原序》(康熙五)

- 16 康熙三二年序刊 『高濱県志』卷一六《人物》の条に次の如く見える。

○陳万善、字可一、号備我、為人端方正直、機悟敏給、領万曆丁酉(一五)鄉薦、登庚戌(一六)進士、授金華令、有政声…癸亥(一六)、転駕部郎中、堅意不出…

- 17 同前書卷一三《官師》の条にのせる歴代県丞表に、次の如く見える。

○明県丞表

屠大棟、会稽県人。由都吏、〔崇禎〕十七年、任。

○国朝県丞表

屠大棟、会稽県人。由都吏、〔順治〕二年任、陞大同経歴。

18 前掲『高清县城隍白府君廟志』巻五〈春台聯〉の条には、屠大棟の聯につづき、次のような清代の台聯二件が記されている。

日日金榜題名、休認做虚言貴、誠看麟閣庸庸瀛州絵像、到頭来線断浮梁、誰真誰幻
夜夜洞房花燭、漫道是假風流、回想唐宮長袖楚殿纖腰、転眼处塵埋香粉、即色即空

又来和尙（相伝為前知県李斯徐
康熙二十二年任）

乾坤大戯場、億万千年、搬過許多傀儡
古今総帳簿、二十一史、演成無数伝奇

隸川 施巖宗題

19 前掲『高清城隍白府君廟志』巻末〈廟田考〉に「崇三」「崇二」「崇一」「崇五」「崇六」「崇七」「崇八」「崇九」「崇十」「崇十一」「崇十二」「崇十三」「崇十四」「崇十五」「崇十六」「崇十七」「崇十八」「崇十九」「崇二十」等の地

番に属する廟田計九十一畝の各面積と捐主を記す。「崇五十排」が義捐せる田土としては次のものがあげられている。

〈西房田〉：

○崇三大葺圩田三畝八分有零

捐主 崇五十排

○豊二下壩圩田十畝八分

捐主 崇五十排

20 明初の韻書『洪武正韻』では、「崇」・「豊」は共に〈東〉韻に属して同韻であるが、「成」は〈庚〉韻に属して、前二字とは別韻となる。ただし清初の韻書『五方元音』では、「崇」・「豊」・「成」の三字とも〈龍〉韻に属して同韻となる。従って、おそらく明末の俗韻体系によって編成されたと思われる上記高清県の土地台帳の上で、この「崇」・「豊」・「成」の三区画が近接の関係にあった可能性は大きいと考える。

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(一)

21 城隍廟の祭祀や演劇が県全域の住民を基盤とせず、一部の地縁団体や宗族に依存して維持されるという形は、必ずしも稀ではない。むしろ伝統の長い廟ほど、廟周辺の特定の社会集団（社或は同族）との関係が深く、それだけ祭祀・演劇が一部の集団に支えられるケースが多くなるようである。次の例は、特定の宗族が城隍廟祭祀の演劇を維持している例である。

△（民國一一年重修）『浙江・諸暨）鍾氏宗譜』（多賀秋五郎『宗譜の研究』（姓氏別目録）No. 123）卷四〈城隍廟檀越叔奎公記〉

：粵稽先朝嘉靖間、卜建城隍廟於北隅、而我祖叔奎公住宅即撰其間。執事者以廟基未拓、環懇我祖叔奎公：遂將住屋數十間并余地而並捐之。：厥後万曆間、衆以廟無直道、神向蔽塞、謀於我祖。我祖賢四十公、賢七十八公、律公敬承祖志、復毀屋數十間、捨爲官路：迨元宵前二日、叔奎公裔孫、与陳、鄒兩姓、懸大灯三座、我姓居中、彼兩姓左之、右之、各相輝映坐。廟家待以酒果二席、我席亦設於中。六月廿九日、爲城隍上神任之日、演戲一台、備具牲醴、礼神飲福、叔奎公裔孫兩房、輪司其事、置有產業、另立簿拠。自明迄今不敢闕如也。：

清乾隆三十五年歲次庚寅秋八月 日

房長兆昌

學晉

如英

克斌

千駒

千輝

裔孫万祿頓首拜撰

22 明清兩代を通じて、高渚県、県城内の諸郷村では、土俗的な演劇が極めて盛んであったという。邑人吳越彦なる者が康熙六十三年年任の知県・張大垣にあてた書簡へ上張明府書（康熙三十二年刊）『高渚県志』卷二三《藝文》所収は、このことを次のように記している。

△樵民吳越彥謹致書紫宸先生足下、前歲水災、今歲水旱竝災。先生日憂、救荒無策、催科莫辦。少者壯者、且相率為盜、莫有良法、可弭其源也。善夫、処心積慮、古所謂憐憐君子、民之父母者歟。竊有蕪蕪之言、深中地方之隱、足以救荒、足以辦課、足以弭盜源。惟先生破去疑畏、果斷行之耳。淳俗陋弊、槩非一端、所最甚者、莫如歌會。其惑神妄祀、敗俗糜財、害有弗勝言者。三家之村、必有歌會。刻木為鬼臉、傳於人面、執戈衣錦、舞蹈路衝、荒唐鄙惡、絕無思意、可笑可唾、殆難詳述。如奈風乍拏、布穀初鳴、正有事西疇、屈指以待麥秋也。乃神旗高樹、會帖紛傳。自開案開光、捩期煖聖、以至起歌、正歌、罷歌、擲花台、演。傳奇、遠迎姻媿、広召賓朋、一家至殺數十醵。酒餽飲食、稱獨而行者、益復可知。小民窮乏、年分輪值、至売妻鬻子以從事。淳有七郷、惟安興張氏無此醜惡。其他蹈此陋規者未易更。僕數統計、每歲所費不貲。嗚呼、此皆足辦國課、養家口。奈何以有用脂膏、作無益蕩廢。先生、誠能不牽於禍福之說、蔽行禁止。是収荒催科弭盜源、策有善於此者乎。

右によると、当時、安興郷の張氏村を除く高淳県七郷全域において、秋になると各処の廟寺において、開案、開光、誕辰などの名目で「歌會」が催され、廟前に花台を構え、傳奇を演ずる風習が流行していたという。城隍白府君廟も、少くとも嘉靖五年の城内移徙以前、小甘村にあつた頃までは、こうした群小の歌會の対象となる俗廟であつたに相違なく、これを支えていた「崇五十排」なる集団は、その歌會の中心を担う「社」組織であつたと思われる。

23

わが國の中世以來の宮座の場合、村落共同体との關係は、例えは、次のように総括されている。

歴史的にはともかく、現在では、宮座は村落とくに村落共同体の組織とは直接の關係をもたないものが、どちらかというともいふのである。すなわち、村落は地域自治の一般的事項を法律的あるいは慣行的包括的に管理するのに対し、宮座はその系譜神祭りのことだけを、しかも他の一般自治事項とは一応別のものとして管理する。だがそのような場合でも、座員は部落における古くからの有力者であることが多いので、間接的に村落に対しても発言権がとかく大きいものである。

その上、座員として村落に対し權威をもち(井上頼寿『京都古』、あるいはとくに十人衆などと言われるものが有力であり前六六頁)、すすんで宮座として村落の經濟に權利義務をもち(井上、同前、一五八頁)、村政を支配し(井上、同前、一五六頁)、いわゆる祭政一致と

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(口)

いうこと(桜井徳太郎『日本民
間信仰論』八七頁)も、決してすくなくない。かくて、一方では、村長が記録箱を封印する(井上、同前
二〇六頁)ほか祭りの責任をもち(井上、同前、
一三七頁)、収入役が会計を管理し(井上、同前、
一九七頁)、村落長が座員代表とともに氏子惣代となる(西郷信綱「祭の組
伝承」九の四)とともに、他方では、神主にあたる者は村役を免除される(井上、同前、
二〇五頁)など、双方の役職者が相互に兼任しあうという形をとることがある。

みぎのように、宮座が村落と密接な関係をもつ場合でも、その実際には各種の段階ないし性質があり、現状において一般的にいえば、宮座が村落を支配するというよりは村落が宮座を支配するという形の方が多いとおもわれる。(千葉前掲書
一註六一四二〜四三頁)

以上のごとく、宮座と村落共同体との関係は、直接的にはとにかく、間接的にはかなり深い結びつきがあったと言われており、その関係の実体は、本稿本章で述べた明代の「社祭組織」と「郷村組織」との関係に極めて類似したものであることも注目に値する点であろう。

(一九七三年十一月)

【補記】 本稿第一章(本紀要・第六〇冊)において、主要資料として引用した『茗洲吳氏家記』の「茗洲」を誤って「茗州」^xと記した。本章以降、訂正させていただく。

第十二表 吳氏社戸輪番交替表(一)(4)

X系							IX系		VIII系					VII系			VI系					V系			III系										
存X紹							存IX森		存XI林		存VIII杰					存VII滋		存VI恕					存XIII謹		存V信	存III制	第廿五世								
榮	豪	清	睿		聰		燦	輝	薰	芝	俊XIV		良	温	叔	槐	根	嶽					梓	模	植	寶	第廿六世								
琇·瑚	瓚	琰	理	理	珊	珣	玠	瓊	琪	璇	璣	瑄	瑒	珵	璵	子璵	瑄	珉	琪	珩	珩	珩	珩	仟·焯	偉	熾·燁	炳·烈	第廿七世							
(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	(其)	廿九戸社戸							
																									第三期										
1534秋 榮		1533秋 清	1530秋 理		1535秋 珊	1537春 理	1538春 珣	1539秋 瓚	1533秋 清	1537春 理	1538春 珣	1544春 應福 1545春 應敬	1549秋 應佳	[1548春, 1548秋] [1549春, 1549秋]	1529秋 燦琪 是年重分社戸廿九戸	1529春 焯兄弟 1533春 焯	1536春 瑒	1537秋 元善	1541秋 成仁	1532秋 元甫	1535春 叔	1536秋 根	1541春 珉	1540秋 琪	1540春 珩	1539春 志文	1532春 珩	1534春 梓	1531秋 模	1531春 植	1542春 炳	1543秋 熾 1544秋 熾	1542春 焯	前 期	第 四
1559秋 榮·宗		1559春 球			1560秋 成信	1558秋 應寿	1561春 成德					1564秋 元貴 元德代	1568春 顯光 1569秋 顯忠*	1583秋 顯忠*			1560春 顯通	1551秋 元貴															1558春 炳	後 期	期
1584秋 烈燁	1583春 成廉	[1570春-1583秋] 28回欠																																	第五期

*所屬の系統不明
かりに顯光の下に配す

第十一表 吳氏社戶輪番交替表(一)(3)

X	IX				VIII	VII	VI		V	IV	III	II	I	
1552春 德視	1451秋 德春				1451春 存杰	1450秋 德皓	1450春 德安		1449秋 德垣	1449春 敏文	1448秋 德昱	1447秋 斯文	1447春 普階	第一 期
1455秋 德視	×				1455春 存杰	1454秋 德皓	×		1454春 德垣	1453秋 敏文	1453春 德昱	1452秋 斯文	×	
1459春 德視	×				1458秋 存杰	1458春 存濟	×		1457秋 德垣	1457春 敏文	1456秋 德昱	1456春 斯文	×	
1462秋 存紹	×				1462春 存杰	1461秋 存濟	×		1461春 德垣	1460秋 敏文	1460春 德昱	1459秋 斯文	×	
1466春 存紹	×				1465秋 存杰	1465春 存濟	×		1464秋 德垣	1464春 敏文	1463秋 德昱	1463春 斯文	×	
1469秋 存紹	×				1469春 存杰	1468秋 存濟	×		1468春 德垣	1467秋 敏文	1467春 制	1466秋 斯文	×	
1473春 存紹	(XII)	(XI)			1472春 存林	1472春 存濟	×		1471秋 德垣	1471春 敏文	1470秋 存制	1470春 斯文	×	
1477春 存紹	1476秋 存森	1476春 存林			1475秋 温	1475春 存濟	×		1474秋 德垣	×	1474春 存制	1473秋 斯文	×	第二 期
1481秋 存聰	1481春 存森	1480秋 存林			1480春 温	1479秋 存濟	1479春 存恕		1478秋 德垣	×	1478春 存制	1477秋 斯文	×	
1486春 存聰	1485秋 存森	1485春 存林			1484秋 温	1484春 存濟	1483秋 存恕		1483春 德垣	×	1482秋 存制	1482春 斯文	×	
1490秋 存聰	1490春 存輝	1489秋 存林			1489春 温	1488秋 存濟	1488春 存恕		1487秋 德垣	×	1487春 存制	1486秋 斯文	×	
1495春 存聰	1494秋 存輝	1494春 存林	(XV)	(XIV)	1493秋 良·俊	1493春 存濟	1492秋 存恕	(XIII)	1492春 德垣	×	1491秋 存制	1491春 斯文	×	
1501春 存聰兄弟	1500秋 存輝	1500春 存兄弟	1499秋 城	1499春 俊	1498秋 玉	1498春 存濟	1497秋 存恕	1497春 存輝	1496秋 存信	×	1496春 宝	1495秋 斯文	×	
1506春 存聰兄弟	1505秋 存輝	1505春 存芝	×	1504秋 俊叔姪	×	1504春 存輝	1503秋 存恕	1503春 存模	1502秋 存植	×	1502春 存誠	1501秋 洪兄弟	×	
1511春 存聰	1510秋 存輝	1510春 存芝	×	1509秋 俊叔姪	×	1509春 存模·楷	1508秋 存恕	1508春 模兄弟	1507秋 存植	×	1507春 存誠·宝	1506秋 洪兄弟	×	
1516春 存聰	1515秋 存輝	1515春 存芝	×	1514秋 俊	×	1514春 存模	1513秋 存誠	1513春 存模	1512秋 存植	×	1512春 存誠	1511秋 洪	×	
1521春 存聰	1520秋 存輝·燦	1520春 存芝	×	×	1519秋 存玉	1519春 根·槐	1518秋 存誠	1518春 模·楷	1517秋 存植	×	1517春 宝	1516秋 洪·班	×	
1525秋 存聰	1525春 存輝	1524秋 存芝	×	×	1524春 存玉	1523秋 根	1523春 存誠	1522秋 存模	1522春 存植	×	1521秋 存烈	×	×	
1530春 存珍	1529秋 存燦·琪	1529春 存班兄弟	×	×	1528秋 存玉兄弟	1528春 存班兄弟	1527秋 存誠	1527春 模·楷	1526春 存植	×	×	×	×	

{1526秋
欠}

第十表 吳氏社戶世系表(2)

